

第九七号

認定証

鳥取県倉吉市福庭町一丁目二八八番地

株式会社エバークリールン

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間

令和五年五月二一日から

令和一〇年五月二〇日まで

鳥取県公安委員会

